

令和 7 年 1 月 1 7 日判決言渡

令和 4 年（行ウ）第 1 0 0 号 相続税更正処分等取消請求事件

主 文

- 1 本件訴えのうち、**別紙 2** 請求目録記載の各請求に係る部分を却下する。
- 5 2 A 税務署長が原告らそれぞれに対して平成 3 0 年 9 月 7 日付けでした**別紙 3**
処分目録記載 1 ないし 7 の各処分をいずれも取り消す。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

- 10 1 主文 2 項と同旨
- 2 **別紙 2** 請求目録記載のとおり。

第 2 事案の概要

1 事案の骨子

原告らは、亡 B（平成▲年▲月▲日死亡。本件被相続人）から相続又は遺贈
15 により取得した財産のうち株式会社 C の株式（以下「**本件株式**」という。）に
ついて、財産評価基本通達（昭和 3 9 年 4 月 2 5 日付け直資 5 6、直審（資）
1 7 国税庁長官通達。ただし、平成 2 6 年 4 月 2 日付け課評 2－9 ほか「財産
評価基本通達の一部改正について（法令解釈通達）」による改正前のもの。以
下「**評価通達**」という。） 1 7 9 (3) ただし書の定める方法（以下「**併用方式**」
20 という。）により価額を評価して上記相続又は遺贈に係る相続税（以下「**本件
相続税**」という。）の申告をした後、評価通達 1 8 9－3 ただし書の定める方
法（以下「**S 1 + S 2 方式**」という。）により価額を評価して本件相続税の修
正申告をしたが、やはり併用方式により評価すべきであるとして、更正の請求
（以下「**本件各更正の請求**」という。）をした。

25 A 税務署長は、本件株式の価額は評価通達の上記各定めによって評価するこ
とが著しく不相当と認められるから、評価通達 6 により、国税庁長官の指示を

受けて、評価通達 185 本文の定める方法（以下「**純資産価額方式**」という。）により評価すべきであるとして、原告らに対し、各増額更正処分（以下「**本件各更正処分**」という。）をするとともに、原告Dを除く原告らに対し、過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「**本件各賦課決定処分**」という。）をし、また、原告らに対し、本件各更正の請求について、更正をすべき理由がない旨の各通知処分（以下「**本件各通知処分**」という。）をした。

本件は、原告らが、被告を相手に、本件各更正処分のうち本件各更正の請求に係る税額等を超える部分及び本件各賦課決定処分の取消し並びに本件各通知処分の取消しを求めるとともに、本件相続税の税額等を本件各更正の請求に係る税額等とする各更正処分をすることの義務付けを求める事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 相続税法

ア 相続税法 17 条は、相続又は遺贈により財産を取得した者に係る相続税額は、その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の総額に、それぞれこれらの事由により財産を取得した者に係る相続税の課税価格が当該財産を取得した全ての者に係る課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて算出した金額とする旨を規定する。

そして、相続税法 18 条 1 項は、相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、同法 17 条の規定により算出した金額にその 100 分の 20 に相当する金額を加算した金額とする旨を規定し、同条 2 項本文は、同条 1 項の一親等の血族には、同項の被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となっている場合を含まないものとする旨を規定する。

イ 相続税法 22 条は、同法第 3 章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は当該財産の取得の時に

る時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額はその時の現況による旨を規定する。

(2) 租税特別措置法（平成 26 年法律第 10 号による改正前のもの。以下「**措置法**」という。）

5 措置法 9 条の 7 第 1 項は、相続又は遺贈による財産の取得をした個人で当該相続又は遺贈につき相続税法の規定により納付すべき相続税額があるものが、当該相続の開始があった日の翌日から当該相続に係る同法 27 条 1 項又は 29 条 1 項の規定による申告書の提出期限の翌日以後 3 年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された非上場会社の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金銭の額が当該非上場会社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に係る所得税法 25 条 1 項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない旨規定する（以下、措置法 9 条の 7 第 1 項に規定するみなし配当課税の特例を「**みなし配当特例**」という。）。

20 措置法 39 条 1 項は、相続又は遺贈による財産の取得をした個人で当該相続又は遺贈につき相続税法の規定による相続税額があるものが、当該相続の開始があった日の翌日から当該相続に係る同法 27 条 1 項又は 29 条 1 項の規定による申告書の提出期限の翌日以後 3 年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された資産の譲渡をした場合における譲渡所得に係る所得税法 33 条 3 項の規定の適用については、同項に規定する取得費は、当該取得費に相当する金額に当該相続税額のうち当該譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする旨規定する（以下、措置法 39 条 1 項に規定する相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を「**取得費加算特例**」という。）。

(3) 評価通達

本件に係る評価通達の定めは、別紙 4 のとおりであり、その概要は、次のとおりである。

ア(ア) 評価通達においては、取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社（評価会社）が大会社、中会社及び小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ評価通達 179 の定めによって評価するものとされており（評価通達 178 本文）、評価通達 179(3)においては、小会社について、原則として、純資産価額方式（評価通達 185 本文）により評価し（評価通達 179(3)本文）、納税義務者の選択により、類似業種比準方式と純資産価額方式とを併用する方式（併用方式）により評価することができるものとされている（同ただし書）。

イ(イ) ただし、特定の評価会社の株式の価額は、評価通達 189 の定めによって評価するものとされている（評価通達 178 ただし書）。

評価通達 189 に定める特定の評価会社のうち、比準要素数 1 の会社（同(1)）の株式の価額は、原則として、純資産価額方式により評価し（評価通達 189-2 本文）、納税義務者の選択により、類似業種比準方式と純資産価額方式とを併用する方式（ただし、評価通達 179(3)ただし書の併用方式とは算式中の係数が異なる。）により評価することができるものとされている（評価通達 189-2 ただし書）。

また、株式保有特定会社（評価通達 189(2)）の株式の価額は、原則として、純資産価額方式により評価し（評価通達 189-3 本文）、納税義務者の選択により、S1+S2 方式により評価することができるものとされている（同ただし書）。

なお、評価会社が、株式保有特定会社に該当するかどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が株式保有特定会社に該当すると判定

されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとされている（評価通達189柱書きなお書き）。

5 イ 評価通達6は、評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は国税庁長官の指示を受けて評価する旨を定める。

3 前提事実（証拠等を掲記した事実を除いて、当事者間に争いが無い。なお、以下において、本件被相続人に係る相続を「**本件相続**」といい、後記(3)の遺贈と併せて「**本件相続等**」という。）

(1) 原告ら

10 原告D及びEは、本件被相続人（大正▲年▲月▲日生。乙13）の実子である。

原告Fは、原告Dの妻であり、原告G、原告H及び原告Iは、原告D及び原告Fの子（本件被相続人の孫）である。

原告J及び原告Kは、Eの子（本件被相続人の孫）である。

15 原告Jは、平成●年●月●日に、原告Hは、平成■年■月■日に、それぞれ、本件被相続人と養子縁組をした。

(2) C等

ア(ア) Cは、昭和▲年▲月▲日に本件被相続人らによって不動産の売買等、損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務等を行うことを目的として設立された株式会社である。

20 (イ) 本件相続開始時において、原告Fは、Cの代表取締役であり、原告D及びEは、Cの取締役であった（乙10の1・2）。なお、Cの**平成25年9月期**（平成24年10月1日から平成25年9月30日までの事業年度。以下、他の事業年度も同様に表記する。）において、原告F及び原告Dのほかに、Cの業務に従事する者はなかった。

25 (ウ) Cは、平成25年8月9日、臨時株主総会を開催し、原告D及びEが

株主として出席した（乙 17）。同株主総会においては、①損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務について、投資業及び有価証券の保有等との目的に変更するなど、定款の一部を変更すること、②同年 9 月 30 日に普通株式 1 株につき 40 円（総額 1836 万円）を
5 配当すること（以下、この配当を「**本件配当**」という。）、③募集株式の種類及び数を普通株式 90 万 5440 株、払込金額を 36 億 000 万 9440 円（1 株当たり 3976 円）、払込期日を同年 8 月 9 日とし、本件被相続人に上記 90 万 5440 株の全てを割り当てることとする、第三者割当てによる募集株式発行（以下「**本件新株発行**」
10 という。）をすること等について決議した。上記の 1 株当たりの払込金額は、L 株式会社が C の依頼を受けて同月 7 日付けで作成した株式価値評価報告書（甲 44）に記載されている同年 6 月 30 日時点における C の株式の 1 株当たりの評価額と同額である。

本件被相続人は、平成 25 年 4 月 18 日から同年 5 月 9 日までの間、
15 それまで保有していた上場株式を売却し、その売却代金相当額から源泉所得税等を控除した残額合計 37 億 5529 万 3440 円を、本件被相続人名義の普通預金口座を入金していたところ、同年 8 月 9 日、同預金口座から上記払込金額と同額を C 名義の預金口座に払い込み、本件新株発行に係る株式を引き受け（以下、この引受けを「**本件出資**」
20 という。）、C の発行済株式総数及び各株主の所有株式数は、別表 1 の「本件新株発行前」欄記載のとおりから「本件新株発行後」欄記載のとおりとなった（なお、C は、同月 12 日、同月 9 日付けで発行済株式の総数を 45 万 9000 株から 136 万 4440 株に変更した旨を登記した上で、L 株式会社が上記の評価額を 1 株当たり 3537 円
25 に修正したことを受けて、平成 26 年 4 月 11 日付けで、上記発行済み株式総数を 147 万 6856 株に更正する登記（以下「**本件更正登**

記」という。)をしたところ、同別表の「本件新株発行後」欄記載の株式数は、本件更正登記後のものである。以下、特に断らない限り、本件新株発行により発行された株式数は、本件更正登記後の株式数(101万7856株)をいう。)

5 Cは、平成25年9月30日、本件新株発行前のCの株主であった原告D及びEに対し、それぞれ本件配当に係る税引き後の配当額(原告Dに対して1150万7268円、Eに対して310万3620円)を支払った(本件配当)。

10 Cは、平成24年9月期末において、帳簿価額13億2347万0414円の投資有価証券を有し、貸借対照表における資産合計14億8405万7875円の約89.2%を投資有価証券が占めていたが、本件出資後の平成25年9月期末においては、貸借対照表における資産合計50億0401万1171円のうち「投資有価証券 株式」13億0555万0062円の占める割合は、約26.1%となった。

15 イ(ア) 株式会社Mは、昭和■年■月■日に本件被相続人によって金型及び治工具の製造販売、電気通信機械器具部品の製造販売等を目的として設立された株式会社であり、株式会社東京証券取引所に上場し、自動車関連製品の製造販売等を行っている。

20 (イ) 原告Dは、平成13年12月にMの代表取締役役に就任したが、平成22年12月に代表取締役を解任され取締役となり、本件相続開始時においても、取締役であった。

平成25年3月31日(本件相続開始の直前に終了した事業年度の期末)の時点において、C及び原告Dが保有するMの株式数の合計は、Mの発行済株式総数の過半数を占めていた。

25 (3) 本件相続等

ア 本件被相続人は、平成25年6月15日付けで、次の内容の遺言(以下

「**本件遺言**」という。)をした。

(ア) 本件被相続人の土地建物を全て原告Hに遺贈する。

(イ) 本件被相続人の預金及び株式を8分の1ずつ原告ら及びEに相続させ、
遺贈する。

5 (ウ) その余の財産を原告Dに相続させる。

イ 本件被相続人は、平成▲年▲月▲日に死亡した。

ウ 本件被相続人の相続人である原告D、原告H、原告J及びEの間において、平成26年8月12日、次の内容の遺産分割協議（以下「**本件遺産分割協議**」という。）が成立した。

10 (ア) 原告D、原告H、原告J及びEは、同人らに対する上記アによる遺贈のうち、本件株式、預貯金、Mの株式及び簡易保険の給付金に係る部分を放棄し、それらの財産が本件被相続人の相続財産に帰属することを確認する。

15 (イ) 原告D及びEは、いずれも本件株式、預貯金、Mの株式及び簡易保険の給付金を取得しない。

(ウ) 原告H及び原告Jは、それぞれ本件株式25万4464株を取得するとともに、預貯金、Mの株式及び簡易保険の給付金の8分の2に相当する部分を取得する。

20 エ 上記アないしウ（本件相続等）により、Cの各株主及びその所有株式数は、**別表1**の「本件相続後」欄記載のとおりとなった。

25 なお、原告Dを除く原告らは、平成29年7月31日及び同年8月14日、Cに対し、本件相続等により取得した本件株式の全部（原告Fは一部）を、1株当たり3736円でそれぞれ譲渡し（以下、これらの譲渡を併せて「**本件各譲渡**」という。）、原告H、原告G及び原告Iは、同月25日、Cから、それぞれ同月14日にCに譲渡した株式数と同数の株式を、1株当たり3736円で引き受けた（以下、この引受けを「**本件引受け**」とい

う。）。本件各譲渡及び本件引受け後のCの各株主及びその所有株式数は、それぞれ別表1の「本件各譲渡後」及び「本件引受け後」のとおりである。その後、原告Dを除く原告らは、本件各譲渡を前提に、みなし配当特例を適用して（原告J及び原告Kは、みなし配当特例に加え、取得費加算特例も適用して）、平成29年分の所得税及び復興特別所得税の申告をした。

(4) 本件相続税に関する確定申告、更正の請求、A税務署長による処分等

ア 原告らは、平成26年8月13日（法定申告期限内）、A税務署長に対し、本件株式（101万7856株）の価額につき併用方式（評価通達179(3)ただし書）により1株当たり1853円と評価した上で、別表2の「申告（期限内）」欄のとおり（課税価格の合計額21億0992万1000円、納付すべき税額の総額10億4813万0100円）、本件相続税の確定申告をした。

原告らは、平成29年1月17日、A税務署長に対し、本件相続税の修正申告をし、さらに、同年6月19日、A税務署長に対し、本件株式の価額につきS1+S2方式（評価通達189-3ただし書）により1株当たり2263円と評価することを前提に、同表の「修正申告②等」欄（「過少申告加算税の額」欄を除く。課税価格の合計額25億3736万6000円、納付すべき税額の総額13億0374万6700円）のとおり、本件相続税の修正申告をした（以下、この修正申告を「本件各修正申告」という。）。

イ A税務署長は、平成29年7月7日付け又は同月21日付けで、原告らに対し、本件株式の価額につき、評価通達189-3本文により、純資産価額方式により評価すべきであるとして、別表2の「更正処分等①」欄のとおり、本件相続税に係る各増額更正処分をするとともに、原告Dを除く原告らに対し、過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

ウ 原告らは、平成29年12月8日、A税務署長に対し、本件株式の価額

は併用方式により 1 株当たり 1 8 5 8 円と評価すべきであるとして、別表 2 の「本件各更正請求」欄のとおり（課税価格の合計額 2 1 億 2 5 1 3 万 4 0 0 0 円、納付すべき税額の総額 1 0 億 5 6 4 1 万 2 2 0 0 円とするもの。なお、同欄記載の納付すべき税額等は、原告らによる平成 3 0 年 2 月 8 日付け変更後の額である。）、本件各更正の請求をした。

A 税務署長は、平成 3 0 年 2 月 2 3 日付けで、原告らに対し、本件各更正の請求について、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。

エ A 税務署長は、平成 3 0 年 9 月 7 日付けで、①原告らに対し、上記イの各増額更正処分により増加した税額等と同額を減額する内容の減額更正処分をするとともに、②原告 D を除く原告らに対し、過少申告加算税の変更決定をし、また、③原告らに対し、上記通知処分を取り消した。

その上で、A 税務署長は、評価通達 6 に基づく国税庁長官の指示により、本件株式の価額を純資産価額方式により 1 株当たり 3 4 4 3 円と評価することを前提に（以下、この額を「**本件各更正処分価額**」という。）、平成 3 0 年 9 月 7 日付けで、④原告らに対し、別表 2 の「本件各更正処分等」欄のとおり（課税価格の合計額 3 7 億 3 8 4 3 万 7 0 0 0 円、納付すべき税額の総額 2 0 億 2 4 3 8 万 0 5 0 0 円）、本件相続税に係る納付すべき税額を増額する各増額更正処分（本件各更正処分）をするとともに、⑤原告 D を除く原告らに対し、本件各賦課決定処分をし、また、⑥原告らに対し、本件各更正の請求について、更正をすべき理由がない旨の各通知処分（本件各通知処分）をした。

(5) 本件訴えに至る経緯

原告らは、平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分、本件各賦課決定処分及び本件各通知処分を不服として、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、令和 3 年 8 月 2 7 日、原告らの各審査請求を棄却する旨の裁決をした。

原告らは、令和4年2月28日、本件訴えを提起した。

4 課税の根拠及び計算について

被告が主張する本件相続税の課税価格及び納付すべき税額は、別表3のとおりであって、同表記載の納付すべき税額の金額は、いずれも本件各更正処分における原告らの納付すべき税額と同額であり、また、被告が主張する本件各更正処分における納付すべき税額を基礎として計算される過少申告加算税の額は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額と同額であるところ、原告らは、後記5の争点に係る部分を除いて、これらを争うことを明らかにしない。

5 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、①本件各更正処分価額が本件株式の客観的交換価値を上回り、本件各更正処分が相続税法22条に違反するか否か、②本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが平等原則に違反するか否かであり、これらの点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

(1) 争点1（本件各更正処分価額が本件株式の客観的交換価値を上回り、本件各更正処分が相続税法22条に違反するか否か）について
（被告の主張）

ア 本件各更正処分価額は、①純資産価額方式による評価額（1株当たり3443円）及び②新日本有限責任監査法人による平成28年7月7日付け株式価値算定報告書（甲7。以下「**本件報告書**」という。）における評価額（1株当たり3488円）のうち、より評価額が低廉である上記①の評価額を採用したものである。

上記①及び②の各評価額は、いずれも合理的な評価方法に基づき算定された評価額である。そして、Cが平成25年8月9日に本件新株発行をした際の本件被相続人に対する払込価額は1株当たり3976円（ただし、本件更正登記によれば、1株当たり3536.875円となる。）

であり、原告Dを除く原告らが平成29年にCに対して本件株式の一部を譲渡した際の譲渡額は1株当たり3736円であって、本件株式の実際の取引価額は、上記①及び②の各評価額を上回る。

したがって、これらの評価額は、いずれも合理的であり、これらのうちより評価額が低廉である上記①の評価額と同額である本件各更正処分価額は、客観的な交換価値としての時価を上回るものではないから、本件各更正処分が相続税法22条に違反しない。

イ(7) 原告は、上記②の本件報告書における評価額が、**非流動性ディスカウント**（上場会社の株式と比較して、非上場会社の株式の流動性は低いことから、非上場会社の株式を換金しようとするときには追加的なコストがかかるため、非上場会社の株価を上場会社の株価よりも低く評価されることをいう。以下同じ。）や**マイノリティ・ディスカウント**（評価対象会社の株式の価格が、支配権を有することを前提とする価格（コントロール・プレミアムを含む価格）に対してコントロール・プレミアムに相当する金額だけ低くなることをいう。以下同じ。）をしていない点で、不合理である旨を主張する。

(イ) しかし、本件報告書は、企業価値評価ガイドラインに定められている各評価方法を検討し、本件株式の評価方法として、Cが有価証券や不動産等の資産を保有することを主な目的とする会社であり、保有する個々の資産の価値の積上げにより株式価値を算定することが適しているなどとして、ネットアセット・アプローチのうち修正簿価純資産法を採用したものであるところ、修正簿価純資産法は、類似の上場会社を基準とする評価方法ではないから、上場株式に対する割引である非流動性ディスカウントの考え方に直ちになじむものではない。

本件の具体的事実関係に照らしても、Cの株主は、本件相続の前後を通じて原告ら及びその親族であって、Cの主要資産は、投資有価証券

等の流動性の高い金融資産から構成されているのであるから、本件株式を換金する際に追加的なコストがかかることは想定されず、本件株式の価額を評価するに当たり、非流動性ディスカウントをすべきものとはいえない。

5 (ウ) また、前記(イ)のとおり、Cの株主は、本件相続の前後を通じて原告ら及びその親族であって、原告ら及びその親族がCの支配権を得られないなどという事態は生じていない。加えて、原告Dを除く原告らは、平成29年7月31日及び8月14日、本件各譲渡を行うことにより、
10 キャッシュアウトをしたところ、原告らは、少なくともキャッシュアウトについては本件新株発行の前から合意していたものである。したがって、本件株式の価額の評価に当たり、マイノリティ・ディスカウントをすべきものとはいえない。

(エ) なお、Cが依頼したL株式会社による平成25年8月7日付け株式価値評価報告書（修正後のもの）においても、非流動性ディスカウント
15 及びマイノリティ・ディスカウントはされておらず、また、その評価額が1株当たり3537円であることからしても、本件報告書における評価額が不合理であるとはいえない。

(原告の主張)

20 相続又は遺贈により取得した株式の「時価」（相続税法22条）は、相続人又は受遺者にとっての時価（客観的交換価値）をいうものと解すべきである。

しかるところ、本件株式は非上場株式であるから、本件株式の価額を修正簿価純資産法で評価するに当たって、流動性ディスカウントが否定されるべきではない。また、本件相続等により、Cの株主は、少数株主
25 ばかりとなったところ（保有割合は最大でも原告Dの約24.5%である。）、株主らが親族であるからといってその利害が一致するものとは

いえないから（なお、原告らは、本件新株発行の時点で、被告が主張するキャッシュアウトの合意をしていない。）、本件株式の価額を修正簿価純資産法で評価するに当たっては、マイノリティ・ディスカウントも否定されるべきではない。したがって、本件株式の上記時価を修正簿価純資産法により評価するに当たっては、3～5割のディスカウントをすべきである。

本件報告書及びL株式会社の平成25年8月7日付け株式価値評価報告書（修正後のもの）は、いずれも、本件相続前の本件被相続人の保有割合（68.92%）の取引価格を評価したものであって、相続人等にとっての「時価」を評価したのではない。

- (2) 争点2（本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが平等原則に違反するか否か）について（被告の主張）

ア 本件株式の価額について、①評価通達の定めにより評価した場合の評価方法は、評価通達189柱書きなお書きが適用されない場合には、Cは小会社（評価通達178）に該当するため、原告らが本件各更正の請求において併用方式を選択したことから併用方式により評価することとなり（1株当たり1858円）、同なお書きが適用される場合には、Cが株式保有特定会社（評価通達189(2)）に該当することとなるため、原告らが本件各修正申告においてS1+S2方式を選択したことから同方式により評価することとなり（1株当たり2274円）、②本件各更正処分価額（1株当たり3443円）が、上記①の各評価額を上回ることになる。

しかしながら、次のイ及びウのとおり、本件新株発行、本件出資及び本件配当（以下「**本件新株発行等**」という。）により、本件株式の価額を評価通達の定めにより評価した場合、原告らの相続税の負担が著しく軽

減される結果となり、本件新株発行等は、近い将来発生することが予想される相続において、原告らの相続税負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待して企画・実行されたものであるから、本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするとは、平等原則に違反しない。

5

イ 原告D（及び本件被相続人）は、本件新株発行等を一体として行うことにより、本件被相続人の預金を本件株式に変え、その際、本件株式が評価通達189に定める特定の評価会社の株式に該当しないようにした。

すなわち、本件新株発行及び本件出資前の時点では、Cはその資産の約89.2%を株式で保有していたことから「株式保有特定会社」（評価通達189(2)）に該当していたところ、Cが株式保有特定会社に該当するとすれば、その株式の価額は評価通達189-3により純資産価額方式又はS1+S2方式により評価されることとなり、併用方式による評価額よりも高くなる。そこで、Cの資産の価額に占める株式等の価額の割合を低下させ、Cが本件相続開始時において株式保有特定会社に当たらないようにするため、原告Dが株式の過半を有し実質的に支配するCにおいて本件新株発行を決議し、本件被相続人において本件出資を行ったものである。

10

15

また、Cは、本件配当がなければ、本件相続開始時において、「比準要素数1の会社」（評価通達189(1)）に該当していたところ、Cが比準要素数1の会社に該当するとすれば、その株式の価額は評価通達189-2により純資産価額方式又は類似業種比準価額と純資産価額方式とを併用する方式（ただし、この方式においては、評価通達179(3)に定める併用方式よりも、類似業種比準価額の適用割合が低い。）により評価されることとなり、併用方式による評価額よりも高くなる。そこで、原告Dは、Cの「1株当たりの配当金額」が0円とならないようにし、

20

25

Cが「比準要素数1の会社」に該当しないようにするため、本件配当を行ったものである。

5 本件新株発行等をしなかった場合（本件被相続人が本件出資の額と同額の現金又は預貯金を有していた場合）における課税価格の合計額は3億3398万8000円であり、**相続税の総額**（相続税法17条1項にいう相続税の総額（同法18条の規定による加算前の額）をいう。以下、特に断らない限り同じ。）は17億3599万3500円であったところ（**別表4**参照）、原告D（及び本件被相続人）が本件新株発行等をしたことにより、評価通達を形式的、画一的に適用すると、併用方式
10 （評価通達179(3)）によれば、課税価格の合計額は21億2513万4000円、相続税の総額は8億8156万6500円となり（**別表5**参照）、S1+S2方式によれば、課税価格の合計額は25億4856万4000円、相続税の総額は10億9328万1000円となる（**別表6**参照）。

15 このように、本件新株発行等により、原告らの相続税の負担は著しく軽減されることになる。その軽減の程度は、相続税の課税価格に算入される財産の価額を財産評価基本通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが平等原則に違反しないとされた最高裁令和4年4月19日第三小法廷判決・民集76巻4号411頁（以下
20 「**令和4年最判**」という。）の事案よりも大きい。

ウ 原告Dは、本件相続開始の約3か月前である平成25年7月12日、O株式会社P部（以下「**本件証券会社**」という。）を訪れ、当時●●歳である本件被相続人が約40億円の預金を有しているとして、本件被相続人に係る相続税対策の相談をし、その後、本件証券会社担当者から、本件新株発行等を用いた相続税減税スキームについて提案を受け、相続開始後のキャッシュアウトを予定した上で、上記スキームを実行した。す
25

なわち、原告Dは、本件新株発行等が原告らの相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待していたものである（原告らが主張するMの経営支配権の維持のためにCにおいて資金をプールするなどという計画はなかったが、仮にあったとしても、上記の認識・期待が否定されるものではない。）。

また、本件被相続人も、本件新株発行等が原告らの相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待して本件出資を行ったものである。

そして、原告Dを除く原告らは、本件被相続人に係る相続税対策を原告Dに一任していた以上、本件新株発行等は、原告Dを除く原告らの少なくとも黙示的な承諾の下で実行されたものといえる。このことは、本件新株発行が決議された際のCの臨時株主総会に、原告FがCの代表取締役として議長を務め、上記相続税対策に協力し、Eが、上記臨時株主総会に株主として出席し、各議案に異論を述べなかったことなどからも明らかである。仮に原告Dを除く原告らが上記承諾をしていたとまではいえないとしても、本件の事実関係の下では、少なくとも平等原則適用の上では、原告Dと他の原告らを一体としてみるのが相当であり、又は原告Dを除く原告らの通達評価額に基づく課税がされるという予測は、法的保護に値するとはいえないから、原告Dを除く原告らについても、平等原則に反しないというべきである。

（原告の主張）

ア 相続税の負担の軽減の程度は、その額のみならず、割合にも照らして判断されるべきである。

しかるところ、本件新株発行等により、本件株式を併用方式により評価する場合、課税価格は約44.5%、相続税の負担は約49.2%軽減され、S1+S2方式により評価する場合、課税価格は約33.5%、

相続税の負担や約 37.0%軽減される。この点、令和 4 年最判の事案は、基礎控除により、相続税の負担が 0 円となった事案であるが、仮に基礎控除がないとしても、課税価格の圧縮により相続税の負担が 1.8%にまで軽減されており（98.2%軽減されており）、本件とは事案が異なることが明らかである。

そうすると、本件新株発行等による原告らの相続税の負担の軽減の程度は、著しいとまではいえない。

イ 本件被相続人及び原告 D は、本件被相続人が創業し、原告 D が代表取締役を務めていた M の経営支配権が平成 22～23 年頃に第三者割当て増資によって経営支配権を奪われる寸前になったことを契機として、平成 25 年より前から、M の経営支配権を維持するために、M 創業家の資産管理会社である C において資金をプールすることとし、C において新株発行をし、本件被相続人の出資により調達した資金を用いて流動性の高い資産を運用すること等を構想・計画していた。そして、本件被相続人及び原告 D は、上記計画を実行するため、本件被相続人において、平成 25 年 4 月から 5 月までの間に、当時本件被相続人が保有していた株式を全て売却し、C において、同年 8 月 9 日、本件新株発行を行い、本件被相続人において、同日、本件出資をした。

また、本件配当については、上記計画のために本件被相続人が C に出資をするとすれば、本件被相続人からの相続財産の取得を期待する他の親族との間で利害が対立することとなることから、原告 D は、他の親族間で上記計画について合意を形成することなく上記計画を進めつつ、それまで実施していなかった配当を実施し C の株式を保有する親族が利益を受けることができるようにして、上記のような潜在的な対立が顕在化しないようにしたものである（本件新株発行等について決議した臨時株主総会に出席した E も、詳細は知らされていなかった。）。

原告Dは、平成25年7月以降、上記計画による相続税対策との関係を確認し、本件新株発行等によって相続税軽減の効果が生じることを認識したものの、本件新株発行等は、租税回避を主な目的とするものではない。

5 第3 当裁判所の判断

1 争点2（本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが平等原則に違反するか否か）について

(1) 租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に取り扱われることを要求するものと解される。そして、
10 評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない
15 限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反する
20 ものではないと解するのが相当である（令和4年最判）。

(2) 本件被相続人の相続財産のうち、本件株式の価額について、評価通達の定めにより評価した場合の評価方法は、Cは小会社（評価通達178）に該当するため、原告らが本件各更正の請求において併用方式を選択したことから
25 併用方式により評価することとなる（1株当たり1858円）。なお、この点に関し、被告は、評価通達189柱書きなお書きが適用される場合に係る

主張をするが、同なお書きの要件該当性につき、具体的な主張立証をしないから、同なお書きが適用される場合に係る被告の主張は採用することができない。

したがって、本件株式の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がない限り、本件各更正処分は、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。

(3)ア 被告は、本件新株発行等により、原告らの相続税の負担は著しく軽減されることになり、また、原告D及び本件被相続人は、本件新株発行等が原告らの相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待していたから、本件において、課税庁が、原告らの相続財産の価額について評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとしたとしても、上記の平等原則に違反しない旨を主張する。

イ(ア) 前提事実(1)～(3)の事実関係の下において、前記(2)のとおり、本件株式の価額を評価通達の定める方法（併用方式）により評価することを前提とすると、別表5のとおり、課税価格の合計額は21億2513万4000円、相続税の総額は8億8156万6500円となり、相続税法18条による加算等をした後の納付すべき相続税額は、合計10億5641万2200円となる。

他方、本件新株発行等をしなかった場合（本件相続と異なり、本件被相続人が、相続開始時において、本件株式を保有しておらず、本件出資の額と同額の現金又は預貯金を有しており、かつ、原告らが上記額の現金又は預貯金を均等に相続又は遺贈により取得したと仮定した場合）についてみると、別表4のとおり、課税価格の合計額は38億3398万8000円であり、相続税の総額は17億3599万3500円となり、これに相続税法18条による加算等をした額が納付すべ

き相続税額の合計額となる。

そうすると、本件新株発行等をしたことにより、課税価格の合計額は、
17億0885万4000円（約45%）、相続税の総額は8億54
42万7000円（約49%）減少することとなり、納付すべき相続
5 税額も、おおむねこれらと同程度の割合で減少するものと考えられる。

ただし、評価通達179(3)は、小会社の株式の価額の評価方法につい
て、納税義務者による純資産価額方式と併用方式の選択を認めている
ところ、仮に原告らが純資産価額方式を選択していれば、課税価格の
合計額、相続税の総額、納付すべき相続税額は本件各更正処分におけ
10 るそれらと同額となり（前記前提事実(4)。それぞれ37億3843万
7000円、16億8821万8500円、20億2438万050
0円である。）、上記の本件新株発行等をしなかった場合からの課税
価格の合計額、相続税の総額の減少の程度は、それぞれ9555万1
000円（約2.5%）、4777万5000円（約2.8%）にと
15 どまる。そうすると、上記のとおり、本件株式の価額を併用方式によ
り評価することを前提とすると、本件新株発行等をしたことにより、
相続税の総額等は相当限度減少するものの、この減少は、原告D及び
本件被相続人が本件新株発行等をしたことにより直ちに生ずるもので
はなく、評価通達179(3)が、小会社の株式の価額の評価方法につい
20 て、納税義務者による純資産価額方式と併用方式の選択を認めている
ことにも起因するものといえる。なお、客観的な交換価値としての時
価は一義的なものではなく、その評価方法も複数あり得るところ、評
価方法が異なれば、それぞれの方法が合理的であっても評価額に違い
が生ずるのは当然であるから、本件株式の価額を評価通達の定める方
25 法（併用方式）により評価した額と、本件各更正処分価額（純資産価
額方式により評価した額）や本件報告書における評価額との間に大き

なかい離があることをもって、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるということとはできない（令和４年最判参照）ことはもとより、評価通達が、純資産価額方式と併用方式のそれぞれを合理的な評価方法とし、いずれによるかは専ら納税義務者の選択に委ねることとしている以上、仮に原告D及び本件被相続人が本件新株発行等をした時点で併用方式を選択することを予定していたとしても、そのことを上記の事情の有無の判断に当たり重視することは相当でない。

(イ) 前提事実(3)アのとおり、本件被相続人は、本件新株発行等に先立ち、本件被相続人の預金及び株式を8分の1ずつ原告ら及びEに相続させ、又は遺贈することなどを内容とする本件遺言をしたところ、本件遺言の内容を前提とすれば、原告Dを除く原告らに係る相続税額は、相続税法18条により、相続税の総額を基に同法17条の規定により算出した金額にその100分の20に相当する金額を加算した金額となる。

そして、証拠（乙8）及び弁論の全趣旨によれば、本件被相続人は、原告Dに対し本件相続開始前に本件遺言の具体的内容を知らせることはしていなかったものの、相続税法18条による相続税の加算がされることとなるとしても、本件被相続人の孫らに相続財産を取得させる意向を原告Dに示しており、原告D及び本件被相続人は、このような本件被相続人の意向を前提に、本件新株発行等をし、原告Dは、原告H、原告J及びEとの間で、上記意向に沿う本件遺産分割協議を成立させたことが認められる。

これらの行為は、本件被相続人の相続に係る相続税につき、本件被相続人の法定相続人らが法定相続分を取得する場合に比し、相続税法18条による加算がされることとなる行為である。

(ウ) 上記(イ)のとおり、本件株式の価額を併用方式により評価することを

前提にすると、本件新株発行等により、本件相続に係る課税価格の合計額及び相続税の総額は、相当程度減少することとなるが、課税価格の合計額は21億2513万4000円、相続税の総額は8億8156万6500円となお相当高額に及んでおり、それらの減少の割合も5割未満にとどまるものであって、相続税法18条による加算等をした後の納付すべき相続税額は、合計10億5641万2200円に及ぶ。また、上記の減少は、評価通達が、小会社の株式の価額について、納税義務者による純資産価額方式と併用方式の選択を認めていることにもよるものであり、必ずしも本件新株発行等のみによるものではない。そうすると、本件新株発行等により、原告らの相続税の負担が著しく軽減されるものであると評価することは困難である。

加えて、上記(イ)のとおり、原告D及び本件被相続人は、本件被相続人の相続に係る相続税につき、相続税法18条による相続税の加算がされることとなる行為もしており、これらの行為も含めて全体としてみれば、原告D及び本件被相続人の行為が、それにより、原告らの相続税の負担が著しく軽減されるものであると評価することまではできない。

ウ 以上によれば、本件において、本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価することが、本件新株発行等のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と原告らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するということはできない。

したがって、本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、租税法上の一般原則としての平等原則に違反するといわざるを得ない。

2 本件各更正処分及び本件各賦課決定処分に係る取消請求について

本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額は、前記1(2)の

とおり、1株当たり1858円であるところ、これを前提にすると、課税価格の合計額は21億2513万4000円、納付すべき税額の総額は10億5641万2200円となり、本件各更正の請求における税額等（別表2の「本件各更正請求」欄の額）と同額となる。

5 原告らの本件各更正処分に係る取消請求は、本件各更正処分のうち本件各更正の請求に係る税額等を超える部分の取消しを求める請求であるところ、前提事実(4)のとおり、原告らは、本件相続税に関し、申告をした後、本件各更正の請求をした上で、本件各更正処分（増額更正処分）を受けたものであるから、
10 本件各更正処分に係る取消訴訟においては、本件各更正処分のうち本件各更正の請求に係る税額等を超える部分の取消しを求めることができるものと解される。

そうすると、原告らの本件各更正処分に係る取消請求は、争点1について検討するまでもなく、理由がある。

また、これまで述べたところによれば、本件各更正処分に伴ってされた本件
15 各賦課決定処分も違法となるから、原告らの本件各賦課決定処分の取消請求も、理由がある。

3 本件訴えのうち、別紙2請求目録記載の各請求に係る部分について

前記2のとおり、本件各更正処分のうち本件各更正の請求に係る税額等を超える部分は取り消されるべきであるから、原告らには、もはや、本件各更正の
20 請求について、更正をすべき理由がない旨の本件各通知処分の取消しを求める訴えの利益は存しないものといわざるを得ない。したがって、本件訴えのうち、本件各通知処分の取消しを求める部分は不適法である。

また、そうである以上、本件訴えのうち、本件相続税の税額等を本件各更正の請求に係る税額等とする各更正処分をすることの義務付けを求める部分は、
25 行政事件訴訟法37条の3第3項2号の要件を満たさないから、不適法であるといわざるを得ない。

第4 結論

よって、本件訴えのうち、別紙2 請求目録記載の各請求に係る部分は不適法であるからこれを却下し、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分に係る取消請求はいずれも理由があるからこれらを認容することとして、主文のとおり判決する。

5

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌 野 真 敬

10

裁判官 志 村 由 貴

15

裁判官 都 築 健 太 郎

(別紙1 省略)

請求目録

1 (1) A税務署長が平成30年9月7日付けで原告Dに対してした被相続人B（以下「**本件被相続人**」という。）の相続に係る相続税の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(2) A税務署長が平成30年9月7日付けで原告Fに対してした本件被相続人の相続に係る相続税の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(3) A税務署長が平成30年9月7日付けで原告Gに対してした本件被相続人の相続に係る相続税の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(4) A税務署長が平成30年9月7日付けで原告Hに対してした本件被相続人の相続に係る相続税の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(5) A税務署長が平成30年9月7日付けで原告Iに対してした本件被相続人の相続に係る相続税の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(6) A税務署長が平成30年9月7日付けで原告Jに対してした本件被相続人の相続に係る相続税の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(7) A税務署長が平成30年9月7日付けで原告Kに対してした本件被相続人の相続に係る相続税の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

2 (1) A税務署長は、原告Dに対し、本件被相続人の相続に係る相続税について、課税価格191万5000円及び納付すべき税額79万4300円とする更正処分をせよ。

(2) A税務署長は、原告Fに対し、本件被相続人の相続に係る相続税について、課税価格2億5880万2000円及び納付すべき税額1億2883万0100円とする更正処分をせよ。

(3) A税務署長は、原告Gに対し、本件被相続人の相続に係る相続税について、課税価格2億5578万1000円及び納付すべき税額1億2732万630

0円とする更正処分をせよ。

(4) A税務署長は、原告Hに対し、本件被相続人の相続に係る相続税について、課税価格5億8205万4000円及び納付すべき税額2億8926万3200円とする更正処分をせよ。

5 (5) A税務署長は、原告Iに対し、本件被相続人の相続に係る相続税について、課税価格2億5578万1000円及び納付すべき税額1億2732万6300円とする更正処分をせよ。

10 (6) A税務署長は、原告Jに対し、本件被相続人の相続に係る相続税について、課税価格5億1229万3000円及び納付すべき税額2億5435万0800円とする更正処分をせよ。

(7) A税務署長は、原告Kに対し、本件被相続人の相続に係る相続税について、課税価格2億5850万8000円及び納付すべき税額1億2852万1200円とする更正処分をせよ。

処分目録

1 原告D関係

5 本件被相続人の相続に係る相続税の更正処分のうち課税価格191万5000円及び納付すべき税額79万4300円を超える部分

2 原告F関係

(1) 本件被相続人の相続に係る相続税の更正処分のうち課税価格2億5880万2000円及び納付すべき税額1億2883万0100円を超える部分

10 (2) 過少申告加算税の賦課決定処分

3 原告G関係

(1) 本件被相続人の相続に係る相続税の更正処分のうち課税価格2億5578万1000円及び納付すべき税額1億2732万6300円を超える部分

(2) 過少申告加算税の賦課決定処分

15 4 原告H関係

(1) 本件被相続人の相続に係る相続税の更正処分のうち課税価格5億8205万4000円及び納付すべき税額2億8926万3200円を超える部分

(2) 過少申告加算税の賦課決定処分

5 原告I関係

20 (1) 本件被相続人の相続に係る相続税の更正処分のうち課税価格2億5578万1000円及び納付すべき税額1億2732万6300円を超える部分

(2) 過少申告加算税の賦課決定処分

6 原告J関係

25 (1) 本件被相続人の相続に係る相続税の更正処分のうち課税価格5億1229万3000円及び納付すべき税額2億5435万0800円を超える部分

(2) 過少申告加算税の賦課決定処分

7 原告K関係

- (1) 本件被相続人の相続に係る相続税の更正処分のうち課税価格2億5850万8000円及び納付すべき税額1億2852万1200円を超える部分
- (2) 過少申告加算税の賦課決定処分

(別紙 4)

評価通達の定め

- 1 評価通達 6 は、評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認めら
れる財産の価額は国税庁長官の指示を受けて評価する旨を定める。
- 2 評価通達 1 7 8 は、本文において、取引相場のない株式の価額は、評価しよう
とするその株式の発行会社（以下「**評価会社**」という。）が次の表の大会社、中
会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ評価通達 1 7 9 の定め
によって評価する旨を定め、ただし書において、特定の評価会社の株式の価額は、
評価通達 1 8 9 の定めによって評価する旨を定める。

規模 区分	区分の内容		総資産価額（帳簿価額 によって計算した金 額）及び従業員数	直前期末以前 1 年間にかけ る取引金額
大会社	略	略	略	略
中会社	略	略	略	略
小会社	従業員数 が 1 0 0 人未満の 会社で右 のいずれ にも該当 する会社	卸売業	7 0 0 0 万円未満又は 従業員数が 5 人以下	2 億円未満
		小売・サービ ス業	4 0 0 0 万円未満又は 従業員数が 5 人以下	6 0 0 0 万円 未満
		卸売業、小 売・サービス 業以外	5 0 0 0 万円未満又は 従業員数が 5 人以下	8 0 0 0 万円 未満

- 3 評価通達 1 7 9 (3) は、本文において、小会社の株式の価額は、1 株当たりの純
資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する（純資産価額
方式）旨を定め、ただし書において、納税義務者の選択により、L を 0 . 5 0 と
して次の算式により計算した金額によって評価する（併用方式）ことができる旨

を定める。

類似業種比準価額×L+1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）×（1-L）

- 4 評価通達180は、類似業種比準価額は、類似業種の株価並びに1株当たりの
5 配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）を基とし、次の算式（算式中の0.7は、小会社-を評価する場合は「0.5」とする。）によって計算した金額とする旨を定める。

$$A \times \{ (\textcircled{B} / B + (\textcircled{C} / C) \times 3 + \textcircled{D} / D) / 5 \} \times 0.7$$

「A」＝類似業種の株価

10 「B」＝評価会社の1株当たりの配当金額

「C」＝評価会社の1株当たりの利益金額

「D」＝評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

「B」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

15 「C」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

「D」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

- 5 評価通達183(1)は、評価通達180の「1株当たりの配当金額」は、直前期末以前2年間におけるその会社の剰余金の配当金額の合計額の2分の1に相当する金額を、直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする旨を定める。
20

評価通達183(2)は、本文において、評価通達180の「1株当たりの利益金額」は、直前期末以前1年間における法人税の課税所得金額に、その所得の計算上益金に算入されなかった剰余金の配当等の金額及び損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額を、直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする旨を定め、ただし書において、納税義務者の選択により、直前期末以
25

前2年間の各事業年度について、それぞれ法人税の課税所得金額を基とし上記に準じて計算した金額の合計額の2分の1に相当する金額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とすることができる旨を定める。

6 評価通達185本文は、評価通達179の「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」は、課税時期における各資産を評価通達に定めるところにより評価した価額の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とする（純資産価額方式）旨を定める。

7 評価通達189柱書きは、本文において、評価通達178の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状況等に応じて定めた評価通達189(1)～(6)に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、これらに掲げる区分に従い、それぞれこれらに掲げるところによる旨を定め、なお書きにおいて、評価会社が、評価通達189(2)に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が同(2)に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする旨を定める。

評価通達189(1)は、**比準要素数1の会社**（評価通達183の(1)、(2)及び(3)に定める「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」のそれぞれの金額のうち、いずれか2が0であり、かつ、直前々期末を基準にして同項の定めに準じそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれの金額のうち、いずれか2以上が0である評価会社（ただし、評価通達189(2)から(6)に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）の株式の価額は、評価通達189-2の定めによる旨を定める。

評価通達189(2)は、**株式保有特定会社**（課税時期において評価会社の有する各資産を評価通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうち、占める株

式及び出資（以下「**株式等**」という。）の価額の合計額の割合が50%以上である評価会社（ただし、同(3)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）の株式の価額は、評価通達189-3の定めによる旨を定める。

- 8 評価通達189-2は、本文において、比準要素数1の会社の株式の価額は、
5 評価通達185本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する（純資産価額方式）旨を定め、ただし書において、納税義務者の選択により、Lを0.25として次の算式により計算した金額によって評価することができる旨を定める。

$$\text{類似業種比準価額} \times L + 1 \text{株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）} \times (1 - L)$$

10

- 9 評価通達189-3は、本文において、株式保有特定会社の株式の価額は、評価通達185本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する（純資産価額方式）旨を定め、ただし書において、納税義務者の選択により、評価通達189-3(1)の「S1の金額」
15 と同(2)の「S2の金額」との合計額によって評価する（S1+S2方式）ことができる旨を定める。